

被害者にやさしいまち、冷たいまち

常磐大学元学長・世界被害者学会理事 諸澤英道

1. 被害者の権利を考えて40年

The International Advanced Study Institute on Victimology, July 1975, Bellagio.

Benjamin Mendelsohn, Israel Drapkin, Ezzat Fattah, Stephan Schaffer, Emilio Viano, Murray Straus, など、当時の代表的な被害者学者が一堂に会して、被害者学の概念定義について10日間の議論をした。



①1975年



②1995年



③2003年



④2016年

- ①諸澤英道著 (1975) 被害者の権利と被害者学、青柳文雄教授退職記念論文集、慶應通信
- ②諸澤英道篇 (1995) 犯罪被害者—その権利と対策—、現代のエスプリ 336号特集、至文堂
諸澤英道著 (1998) 新版 被害者学入門、成文堂
諸澤英道篇 (1999) トラウマから回復するために、講談社
諸澤英道著 (1999) 被害者支援を創る、岩波ブックレット 489号、岩波書店
- ③諸澤英道訳著 (2003) 国連被害者人権宣言関連ドキュメント・被害者のための正義、成文堂
- ④諸澤英道著 (2016) 被害者学、成文堂

2. 被害者支援の基本理念は“良きサマリア人”

ルカによる福音書第10章より

3. 被害者の権利をまもり、被害者の尊厳を尊重する。

国連被害者人権宣言の基本理念は「被害者の権利 (rights) をまもり、尊厳 (dignity) を尊重する」であるが、日本では、行政においても、支援団体においても、十分には理解されていない。

被害者の尊厳をまもる責任は、政府 (国、地方自治体) にある。

そのためには、法律や条令をつくって、被害者の権利を保障しなければならない。

「二次被害」の多くは、この基本理念を理解しない人々によってもたらされている。

4. 二次被害と再被害の防止

(諸澤英道著「被害者学」成文堂 209～235 頁)

ヨーロッパ評議会担当大臣会議が 1985 年に採択した「勧告 (85) 11」は、二次被害を直接的二次被害と間接的二次被害に分けて定義し、特に、間接的二次被害をもたらしている政府の責任を指摘している。

【間接的二次被害の典型的な例】

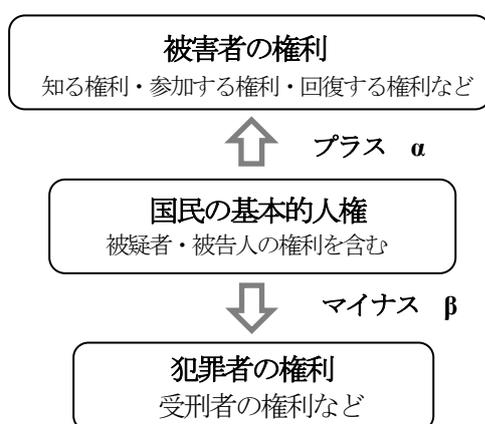
- a. 被害者に対して十分に説明しない、または、被害者の話を十分に聴かない。
- b. 国からの補償を受ける権利を行使するのに困難がある。
- c. 犯罪者から賠償金を受けるのに困難がある。

5. 国民の人権と被害者の人権

(諸澤英道著「被害者学」成文堂、583～586 頁)

被害者の権利 (人権) は、国民すべてに認められている基本的人権にプラスして、被害者であることによって特別に認められる権利である。

国民の基本的人権と被害者の権利の関係



6. 被害者の権利とは

被害者にはさまざまな権利があるが、その内でも最も基本的な権利は、次の3つである。

- a. 知る権利 → 国民の知る権利にプラスして、被害者としての知る権利がある。
少年事件であっても、被害者は加害者について知ることかできる。
- b. 被害から回復する権利 → 被害者の立ち直りを支援するのは、国や地方自治体の義務である。
- c. 刑事司法に参加する権利 → 加害者が訴追されていくすべての段階に被害者は関与できる。

また、被害者にはさまざまな権利があることを知らされる権利がある。これを「入り口の権利 (threshold right for notification)」と言う。

7. 日本の被害者運動と欧米の被害者運動

欧米の被害者運動は、被害者のために行う支援者の運動 (Movement for Victims / the Victims' Rights Advocacy Movement) であるが、日本の被害者運動は、被害者が行う運動 (Movement by Victims) である。

なぜ、11月の最後の週は「犯罪被害者権利週間」ではなく、「犯罪被害者週間」なのか？

「犯罪被害者支援の日」を主張した「全国ネット」、 「犯罪被害者権利週間」を主張した「あすの会」

8. 日本の被害者支援団体は、なぜ、擁護活動をしないのか？

被害者支援システムの3つのタイプ (諸澤英道著「被害者学」成文堂 859～864 頁)

- a. 支援型 (Support Type) = 行政に多い ex. crisis response (危機応答)
- b. 援助型 (Assistance Type) = 民間に多い ex. crisis intervention (危機介入)
- c. 擁護型 (Advocacy Type) = 民間の務め ex. personal advocacy and public advocacy

9. 被害者の権利と地位向上のために声を挙げない日本の支援者

a. 2012年4月23日に京都亀岡で発生した10人死傷交通事故で、被害者の個人情報加害者に漏れたことが問題になったが、これに対して、曾野綾子は2012年5月発売の週刊現代に「私の違和感」という意見を投稿した。しかし、これに対して、誰も抗議しなかった。



*週刊現代 2012年5月7日号 192～195 頁

b. 2016年10月6日に福井市で開かれた日弁連シンポジウムで瀬戸内寂聴の「殺したがるばかどもと戦ってください」のメッセージが二度流され、あすの会は抗議した。(2016年10月7日 産経新聞)。

c. 善良な犯罪者ばかり描いている日本の刑事ドラマの制作者に抗議する人は誰もいない。

10. 対照的な欧米の被害者支援と日本の被害者支援

1993年にイギリスで起きた「ジェームズ君殺害事件」と1997年に日本で起きた「神戸連続児童殺傷事件」では、社会の人々の反応が全く対照的であった。

a. 多くの人が被害者のために抗議するイギリス

イギリスのジェームズ君殺害事件（1993年2月発生、2001年6月仮釈放、刑事施設収容 8年5月）

ジョン（Jon）とロバート（Robert）（共に、当10）は、2歳のジェームズ君を殺害した。

1993年2月、厳罰を求めて300人の群衆が抗議のデモを行った。

1994年5月、被害者の両親は25万人以上の署名を集めて、刑事裁判を受けさせるように求めた。

BBC放送の「Prisoners of their PAST」より



8年後の2001年6月22日、2人の少年が仮釈放されると聞いた人々は、再び抗議のデモを行った。

b. 加害少年を守ることに必死な日本

神戸連続児童殺傷事件（1997年5月24日発生、2004年3月10日仮退院、少年院収容 6年半）
加害少年Aは、少年法に厚く守られ、報道は完全に匿名となり、審判は非公開で行われた。



太田出版



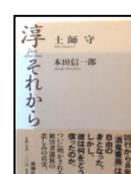
文藝春秋



文藝春秋



新潮社



新潮社

事件から18年後の2015年6月28日に元少年Aが「絶歌」を出版したことに對し、被害者支援団体は、出版社への抗議も不買運動も行わなかった。

なぜ、日本版「サムの息子法」制定を求める運動が起きないのか？

11. 女性監禁事件で、社会からも司法からも支えられているアメリカの被害者

アメリカ・オハイオ州3女性監禁事件 (Cleveland Kidnapper Case.) 10年9か月の監禁

2002年8月に、当時14歳、16歳、20歳の3人の女性が拉致監禁され、2013年5月に救出された。救出当初は匿名報道であったが、被害者は支援者に支えられ、メディアにも登場するようになった。Ariel Castro 被告の法廷はテレビ中継され、被害者は顔と名前を出して、支援者に支えられながら、2時間の意見陳述を行った。

検察は、Castro 被告を977の罪で起訴した。8月1日、終身刑プラス禁固1,000年の刑が言い渡され、確定した。被告はその後、刑務所内で自殺した。

救出時の映像は2013年5月10日放送のPBS、裁判時の映像は8月2日放送のCNN



裁判で被害者たちは、支援者に付き添われて意見陳述をし、実名、顔出して刑事法廷に立った。



左の記事は、オハイオ州3女性監禁事件を報じる New York Times
右の記事は、新潟小4女児監禁事件の最高裁判決を報じる日本の新聞

12. 被害者支援に関して、日本は、なぜガラパゴス状態なのか？

Q1 日本では、なぜ、被害者グループが自ら「自助グループ」を名乗るのか？

日本には、「自助グループ (self-help group)」「被害者団体 (victims' group)」「被害者支援団体」という三つのカテゴリーが混在している。

自助グループは、1930年代のアメリカでアルコール依存症の人たちが始めたグループ活動が発祥であり、その後、医療、福祉の領域で病気や障害を持つ人々によって多様な自助グループが形成され、発展してきた。

すなわち、脳性まひ、血友病、筋ジストロフィー、ヒルシュプルク病、癌などの病気の患者とその家族たちによって自助の組織がつくられ、その後、薬物依存症、ギャンブル依存症、摂食障害、恋愛、セックスなど多方面の嗜癖をテーマとしても発展してきた。

自助グループについての一般的な定義は、「心身障害、慢性疾病、アルコール依存症など、何らかの生活課題を抱えた人々やその家族たちが互いに支え合い問題を乗り越えようとする小集団を言う。」とされている。

自助グループ活動は、医療や福祉などの分野で、一人では乗り越えられない問題を抱えた人々の間で意味をもつ。

被害者支援の分野で自助グループをつくることについて、世界的には否定的な考えが強い。たとえば、ディビットたちは「多くの被害者団体は、自分たちで癒し合うグループ、すなわち、self-help groupではなく、行政や社会に対して要求していく Victim Activism（被害者行動主義）である。」と述べている。

Q2 「直接的支援」とは何か？ → direct support ?

支援とは、そもそも、直接行うものであり、わざわざ「直接的支援」とは言わない。

Q3 「早期支援」とは何か？ → early support ?

支援は速やかに行うものであり、わざわざ「早期」と言わない。

13. 被害者支援の4大原則

- a. 迅速 (expeditious) → 72時間以内に支援態勢をつくる。
- b. 公正 (fair) → 支援を受けられる人を支援者側で選別しない。
- c. 費用がかからない (inexpensive) → 有料で行っている活動は「支援」と言わない。
- d. 利用しやすい (accessible) → アウトリーチ（出向いて行う支援）が原則